

お知らせ

不正軽油について

事前に地域県民局長の承認を得ないで、灯油や重油などを混ぜた不正軽油の製造、販売及び使用等を行うことは脱税行為であり、罰則として、10年以下の懲役や3億円以下の罰金などに処せられます。不正軽油に関する情報がありましたら、ご連絡ください。
○不審な施設にタンクローリーが頻繁に出入りしている。
○自動車の燃料に灯油や重油を使用している。

◆問合せ先

下北地域県民局長課課税課
☎22-85581 (内207)

「全国一斉 司法書士による手続支援のための養育費相談会」

◆共催

青森県司法書士会、青森青年司法書士会、全国青年司法書士協議会、日本司法書士会連合会

◆相談内容 養育費に関する相談

◆日時 令和2年9月12日(土) 10時~16時

◆専用電話番号

☎0120-567-301 (当日のみ専用(臨時)の番号です)

※相談無料。秘密厳守。予約不要。

・相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認下さい。

◆問合せ先 青森県司法書士会

☎017-1776-8398
☎017-1774-7156
FAX017-1774-7156
〒030-0861 青森県長島三丁目5番16号

安全と環境保全にはクルマの点検整備が必要です!

「自動車点検整備推進運動」実施中

自動車は、私たちの生活に対して非常に大きな関わりをもち、今や必要不可欠な存在となっております。その反面、自動車の故障・不具合による事故や、排気ガスによる地球温暖化問題や大気汚染による健康被害などへの対応が重要となっております、それらに対する自

動車ユーザーが行える対策として定期点検整備の実施があります。
自家用自動車(マイカー)を例にとりますと、定期点検整備には1年点検と2年点検(車検期)があり、クルマの安全維持と公害防止のために行う「故障を防ぐための予防整備」という大変重要な役割があります。

しかし、定期点検整備の実施率は決して高いとは言えない状況です。
このような状況から、国土交通省では、自動車の保守管理の徹底を推進するため、年間を通じて「自動車点検整備推進運動」を展開しておりますが、本年において9月1日から9月30日までの1か月間を全国統一強化月間、10月1日から10月31日までの1か月間を地方独自強化月間として、街頭において啓蒙活動を行うなど、強力に推進して参ります。

みなさんも、この機会に自動車を安全に安心して使用するため、また、地球環境を守るため、自動車の点検整備について理解を深めていただきたいと思います。

◆問合せ先

・東北運輸局自動車技術安全部 (検査整備110番)
☎022-299-8855

・東北運輸局青森運輸支局検査整備保安部門
☎017-1715-3320
詳しくはWebへ
www.tenken-sehi.com

知っていますか?

建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の進行為目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめた時に建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。
建設業を営む事業主が加入可能で、建設業の現場で働く労働者の方が対象となります。掛金は、日額310円です。

◆特徴

・国の制度なので安全、確実、申込み手続は簡単です。
・経営事項審査で加点評価の対象となります。
・掛金の一部を国が助成します。

す。

・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◆建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

◆建退共から事業主の皆様へのお願い

・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい。
※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。

◆問合せ先 建退共青森支部

☎017-1732-6152